

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

「改正高年齢者雇用安定法」への対応と今後の意向 「限定する基準がある」86% 限定廃止の措置へ

民間調査機関の労務行政研究所(東京都)では、本年4月から施行される改正高年齢者雇用安定法への対応策を探るアンケートを実施した。

調査は「定年後継続雇用制度の現状」「改正高年齢者雇用安定法への対応」「現状の定年後再雇用制度の内容と見直し予定」「継続雇用者が増加した場合の若手・中堅層(新卒を含む)の採用動向」の項目で行った。要旨は次の通り。

＜継続雇用制度の形態＞聞いたところ、「再雇用制度」と回答した企業が96.4%と大多数に上り、「再雇用制度と勤務延長制度の両方を設けている」は2.9%だった。

＜改正高年齢法への対応＞改正高年齢法では、継続雇用制度の対象者を労使協定で定める基準により限定できる仕組みが廃止される。指針による「心身の故障のため業務に堪えられない」、「就業規則上の解雇または退職事由に該当する場合」の、それ以外の者は希望者全員が継続雇用制度の対象となる。

そこで対象者を限定する基準の有無について尋ねたところ、「『労使協定により限定する基準』を設けている」が85.5%。これで改正に伴い希望者全員を継続雇用制度の対象とする措置を講じる必要のある企業が多いことが分かった。

＜継続雇用先＞改正高年齢法では継続雇用先の確保には子会社や関連会社まで拡大できる。グループ企業に「広げる予定」は企業規模計で18%。従業員300人未満かどうかで明暗が出た。

税務会計

延滞税や利子税等の税率の引下げ 14.6%は9.3%、4.3%は3.0%に

2013年度税制改正では、税の滞納等に課される延滞税や、利子税の税率が引き下げられる。

延滞税は現行、法定期限の翌日から修正申告書を提出した日の翌日以後2ヵ月を経過するまでの期間は年「7.3%」、それ以降は年「14.6%」の割合で計算する。ただし、年「7.3%」の割合は、「特例基準割合(前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%)」を採用し、現在は「4.3%」となっている。改正のポイントは、「特例基準割合」の計算では、銀行の新規の短期貸出約定平均金利をベースにして財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合に変更されることだ。現在でいえば「2%」になる。

改正では、延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、(1)年14.6%の割合は、その特例基準割合に年7.3%を加算した割合、(2)年7.3%の割合の延滞税は、その特例基準割合に年1%を加算した割合、とする。この結果、延滞税は14.6%から9.3%に(納期限後1ヵ月以内は4.3%から3.0%)なる。

利子税は、(1)(2)に掲げる利子税以外の利子税は、その特例基準割合、(2)相続税・贈与税に係る利子税は、これらの利子税の割合に、その特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合。また、還付加算金は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合とする。

上記の改正は、2014年1月以後の期間に対応する延滞税等について適用される。

今週のキーワード

継続雇用先の確保

法では継続雇用先を、自社以外にグループ内の他の会社(子会社や関連会社など)まで拡大できる。グループ企業に拡大する意向があるかでは「未定・分からない」が44.2%で最多、次いで「対象となるグループ企業はない」20.3%、「広げることを予定している」は2割弱(18.1%)だった。これを規模別に見ると、300人以上の規模では「広げる予定」が2割に達した。300人未満では11.4%。300人未満では「対象となるグループ企業がない」が38.6%と高く、中小中堅の対応の難しさが見える。